

今回評価（報告）する遺伝子改変動物を用いた発がん性試験について

遺伝子改変動物を用いた発がん性試験については以下の2種類が存在

1 長期発がん性試験とセットで実施（今回評価対象の物質）

従前は2種のげっ歯類（ラット及びマウス）を用いた長期発がん性試験を実施していたが、平成25年度に新規に着手する化学物質から、以下の①及び②を組み合わせた試験方法を試行的に導入

① 1種の長期発がん性試験

② 短期・中期in vivo 試験系による試験（対象化学物質の特性等を勘案していずれか採用）

・ 2段階発がんモデルによる試験

・ 遺伝子組み換え実験動物を使用する試験

これら①及び②を組み合わせた試験方法による試験結果の評価は今回が初めてのケース。

2 発がん性スクリーニングに係る試験として実施（今回報告案件の物質）

発がん性スクリーニングにおける中期発がん性試験については、

① 液体・固体の物質は、「肝中期発がん性試験（ラット）」

② ガス・粉状の物質は、「遺伝子改変動物を用いた発がん性試験（マウス）」

を実施することとし、遺伝子改変動物を用いた発がん性試験については平成29年度から導入されたものであり、今回報告する2物質（4-(1,1,3,3-テトラメチルブチル)フェノール、二酸化窒素）が、発がん性評価WGにおいて初めて評価を受けたもの。

発がん性スクリーニングについて

